

勤務医部会だより

共同指導体験記



幹事 小林 靖

(岡崎市民病院 院長)

それは突然の通告でした。2023年12月26日付けで「厚生労働省並びに東海北陸厚生局及び愛知県による社会保険担当者の共同指導（歯科）の実施について（通知）」という長いタイトルのもので、実施日時は2024年2月1日（木）と記載されていました。私自身、医師人生37年目にして初めて経験する共同指導です。病院としても2001年2月に医科の共同指導を受けて以来23年ぶりのことでした。前回の共同指導を経験している事務系スタッフは皆無で、幹部医師1名のみが経験している状態でした。当院では昨年度私が院長に就任後にこのような審査を受審する機会が多く、2022年11月に適時調査、2023年12月には会計検査院による審査を受けています。さらにこれらに加え2022年度は病院機能評価と卒後臨床研修評価機構の受審もあり、新米院長にとっては試練の船出でしたが、幸運にも今までのところすべてクリアできています。

年明け早々から共同指導の準備に院内は大わらわです。そこに加え私としては元旦に発生した能登半島地震へのDMATなどの医療支援、さらにはCOVID-19の第10波の対応と忙しく、あたふたしておりました。幸い、医事課が中心となり歯科・口腔外科の医師を含めた関係者が一丸となり各種施設基準や過去の共同指導の指摘事項などの確認、膨大な資料の準備、さらに院内視察や書類審査の担当決めや対応手順などを滞りなく進めていってくれ、私はその進捗状況を見守っていれば良かったので救われました。実施日時が近づくと詳細な指導日程などの通知があり、歯科診療のみではなく、一般病棟を始め放射線診断、検体検査、病理、手術、麻酔、ICU、リハビリ、医薬品情報、診療録管理、患者相談などの多岐にわたる部門や各種の院内掲示物の確認が予定されることを知りました。そして2週間前には厚生労働省から歯科医師2名を含む計4名、東海北陸厚生局から計

9名、愛知県から1名の総勢14名の審査メンバーの通知があり、立会人として日本歯科医師会の理事と愛知県歯科医師会の幹部のお名前もありました。1週間前には当日審査する患者20名分のリストが送付され、さらには共同指導前日に追加の10名分のリストが来ました。この計30名分のリストの診療録には何らかの保険診療上の問題があるのでしょうか、直前の通知のため内容を精査する時間はありませんでした。

さて、いよいよ共同指導当日です。午前8時30分に第1陣が到着し、必要物品の搬入が開始され、午前8時50分頃に本隊と立会人の方が到着されました。午前9時15分から共同指導が開始され、冒頭に挨拶とお互いの紹介があった後、まずは電子カルテの説明を病院側から行いました。午前9時45分から4班に分かれて院内視察、その後午前10時30分から5卓に分かれ書類審査が開始されました。うち2卓は歯科医師が担当でしたが、厚生労働省の担当の方の質問は非常に鋭く当院のスタッフはタジタジになってしまったようです。正午まで午前中の書類審査があり、その後1時間の昼休憩をはさみ、午後の部が午後1時から午後3時まででした。午後3時から午後4時過ぎまで審査側の指導協議の時間となり、午後4時過ぎから30分ほど立会人への事前説明で、講評は午後4時40分過ぎから始まりました。診療録や各種診療計画書の記載内容の不備・不足、画像検査診断料の算定ミスなどなどあまりにも多くの不備を列挙されたので、講評を聞いていて自分の気分が段々とブルーになってきたのが分かりました。午後5時きっかりに講評は終了。幸い終了後に立会人の方々が大きな問題はなかったですよと声を掛けてくださり、多少気分が持ち直せました。しかし、正式な指摘事項の通知はこれからですので油断はできません。聞くところによると少し前に歯科の共同指導を受けた東海地方の医療機関では是正処置が不十分であるとのことで再指導を受けたとのこと。正式な通知がどうであろうかと気を揉む今日この頃です。

私自身初めてであった共同指導の体験をレポートさせていただきました。病院としてもいずれは来る医科の共同指導のよい経験となったと思います。皆様にも今回の体験記が多少なりとも参考となれば幸いです。